

第6回自治基本条例に関する小委員会次第

日時：平成16年3月26日（金）

午前10時から

会場：上越市市民プラザ 第1会議室

開会

1 審議

（1）小委員会調査審議報告書について

2 その他

閉会

(案)

平成16年 3月30日

上越地域合併協議会 会長 木浦正幸 様

自治基本条例に関する小委員会

委員長 山 岸 孝 博

小 委 員 会 調 査 審 議 報 告 書

本小委員会が調査、審議を指定された事項について、上越地域合併協議会小委員会規程第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 調査、審議事項 | 自治基本条例について |
| 2 調査、審議の経過 | 別紙小委員会資料及び小委員会会議録のとおり(省略) |
| 3 調査、審議の結果 | 別紙のとおり |

別紙

自治基本条例に関する小委員会は、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について下記のとおり議論した。

小委員会としては、今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては、小委員会における議論が尊重されるよう、上越市に要望することを提案する。

記

1 自治基本条例の制定の目的について

- 合併後の新しい上越市において、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念のもとでまちづくりを進めていくためには、今後の上越市における自治の在り方について、市民が認識を共有していくことが極めて重要である。
- このため、上越市においては、市民の権利と義務など、上越市の自治に関する基本的な事項を分かりやすく総括的に定めることを目的として、自治基本条例を合併後速やかに制定する必要がある。

2 自治基本条例の構成について

- 自治基本条例は、上越市の憲法に当たるものとして、自治に関する基本的な事項を定めることとし、具体的な制度は個別条例にゆだねることが適当である。なお、自治基本条例の制定の際に、個別条例について、自治基本条例との整合を図ることが望ましい。
- 自治基本条例は、以下の内容とすることが適当である。
 - 自治の理念
 - 市民の権利と義務、行政の責務、議会の責務
 - 住民自治を保障する制度の根拠となる規定

3 自治基本条例の制定の在り方について

- 合併後の新しい上越市の自治の在り方については、できるだけ早く市民が認識を共有することが重要である。
- 一方、自治基本条例には、多くの市民の意見を反映させることが必要であり、十分な時間をとって検討を進めることが望ましい。
- このため、上越市においては、多くの市民の参画のもと、自治基本条例の検討に早期に着手するとともに、廃置分合の申請の議決後には、上越市の市民だけでなく合併関係町村の住民が検討に参画することが望まれる。